

【令和6年度】

地域密着型サービス事業者
募集要項

令和6年度 第1回

熱海市



1. 趣旨

本市では、第9期熱海市介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち続けながら安心していきいきと暮らせる地域づくりができるよう、地域密着型サービス事業所を整備・運営する事業者の募集を行うものです。

2. 募集内容

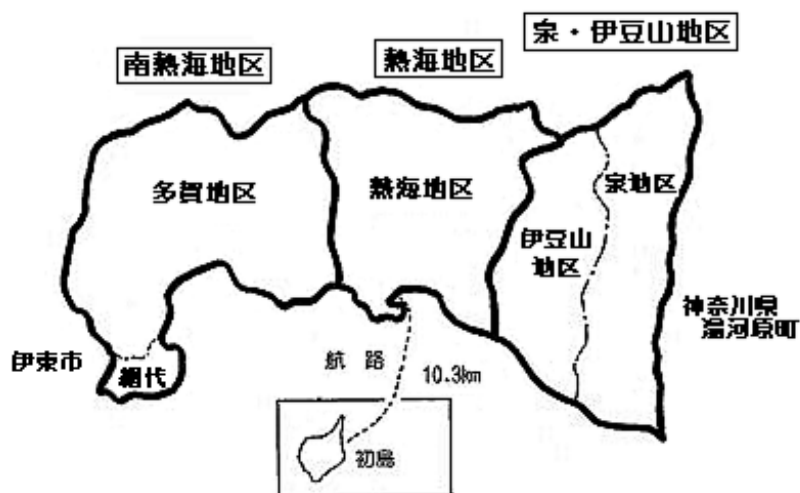
(1)整備対象年度

原則、令和7年度中(2026年3月31日まで)に開設すること。

(2)募集するサービス種類・日常生活圏域・整備数

サービス種類	日常生活圏域	必要整備数
(看護)小規模多機能型居宅介護	泉・伊豆山地区 熱海地区	いずれかに 1箇所

日常生活圏内域地図



3. 応募資格

応募しようとする事業者は、次の(1)から(6)までの項目を応募時点で全て満たしている必要があります。また、選定された場合は、事業所開設・指定までの期間もこれらを引き続き満たしている必要があります。

- (1) 法人格を有し、直近3期分の財務諸表を提出することができること。ただし、法人の組織変更等により、新法人の実績がこれを満たさない場合は、前身の法人のものも含めて直近3期分の財務諸表を提出することができること。
- (2) 該当サービス事業の事業所となる土地・建物は、原則として法人が所有権を有することとし、賃貸借物件を使用する場合は、事業の継続性を十分に確保するため、長期間にわたり賃借できる見込みがあること。
- (3) 介護保険法に定める指定の欠格事由に該当しないものであること。
- (4) 国税及び市県民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等による更生又は再生手続きを行っている法人ではないこと。
- (6) 法人の代表者若しくは役員又は管理者予定者等が、熱海市暴力団排除条例(平成24年熱海市条例第2号)第2条第2号に掲げる暴力団員に該当しないこと及び法人又は事業所の運営に当たって、熱海市暴力団排除条例第6条第2項第1号に定める者の支配を受けておらず、今後も受けないこと。

4. 応募要件

- (1) 原則、令和7年度中(2026年3月31日まで)に開設すること。
- (2) 整備予定地近隣の地域住民へ事業計画の事前説明を十分に行い、理解を得られる状態であること。
- (3) 応募する事業計画が、都市計画法、建築基準法、消防法その他関連する法令等の基準を満たしていること。詳細については、関係部署に事前に相談してください。
- (4) 整備予定地の土地及び建物について、所有権を有することもしくは取得が見込まれること、又は賃貸借契約の締結が確実であること。使用貸借契約による確保は不可とする。(土地売買契約確約書又は賃貸借契約確約書等を提出すること)
- (5) 整備予定地の土地及び建物を賃借する場合、土地所有者又は建物所有者が本事業計画に基づく事業の運営に必要な長期間の賃貸借契約を締結することに承諾していること。
- (6) 土地及び建物に原則として抵当権又は根抵当権が設定されていないこと。ただし、開設までに抹消確実な見通しがあるものは可。また、当該地域密着型サービスを整備するための借入金を被担保債権とする抵当権の設定は可とする。
- (7) 熱海市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金を利用する場合は、補助金の交付決定後に事業着手すること。
- (8) 整備予定地の土地及び建物が災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンに該当する地域でないこと。(11. 災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを参照)
- (9) 利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。

(10)同一建物内又は同一敷地内に高齢者向け集合住宅(サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等)を併設する場合、事業所の所在する同一建物内又は同一敷地内に居住する利用者以外に対しても、サービスの提供を行うこと。

(11)スプリンクラーを設置すること。

5. 事業者の審査選定方法

熱海市介護保険運営協議会地域密着型サービス等専門部会「以下、専門部会」において、書類審査及びプレゼンテーションにより以下の手順で決定します。

「応募書類の審査」「応募事業者によるプレゼンテーション」「質疑応答」によって評価・採点をいたします。

(1)開催時期等

開催時期 令和6年9月頃

開催場所 熱海市役所庁舎内

(2)評価基準について

別掲「熱海市地域密着型サービス事業者選定基準」による。

(3)当日の出席者について

応募事業者側の出席者については、法人代表者、法人に属する地域密着型サービス事業の責任者又は管理者等に準ずる方であって、応募した事業計画の内容を理解している方とします。

(4)選定結果の公表等

- ・専門部会による審査の結果は、全ての応募事業者に対して通知いたします。
- ・応募件数等は、熱海市ホームページで公表します。
- ・審査の結果、事業予定者無しとする場合があります。
- ・応募が無かったとき又は事業者が決定しなかったときは、後日改めて公募を行う場合があります。

6. 禁止事項と欠格事項等

(1)専門部会の審査前に、次のいずれかに該当した場合、審査を行うことなく不適とします。

①市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

(2)専門部会の審査後に、次のいずれかに該当した場合、不適とします。

①提出書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合

②建設場所、サービス種類の変更があった場合

③市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

④応募後に応募資格(「3 応募資格」参照)に適合していないことが判明した場合又は適合しなくなった場合は不適とします。

7. 応募方法

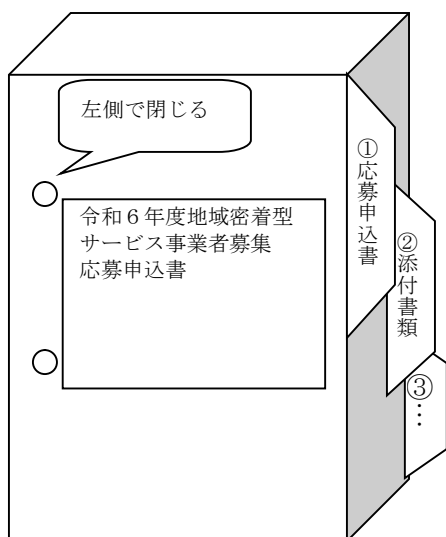
(1) 応募申込書の提出等について

応募を希望する事業者は、募集要項にある応募申込書及び添付書類を提出してください。提出後、申込みの取下げを行う場合は、取下届(任意様式)を速やかに提出してください。

(2) 提出書類について

次のとおりに書類を整理してください。

- ① A4サイズに合わせる。(図面等詳細な書類はA3とする。)
- ② 提出書類順に並べる。
- ③ 全体の目次を付け、項目ごとに、インデックスを付ける。
- ④ 全体をバインダー等で綴じる。
- ⑤ ファイルの背表紙に「サービス種類」及び「法人名」を記載する。



※応募申込書等の提出書類は、**応募書類チェックシート**を添付して、それぞれ「**正本1部・副本8部**」を提出してください。(副本はコピーで可)

(3) 応募期間

令和6年8月1日(木)から8月30日(金)まで
上記期間内の土・日・祝祭日を除く

(4) 提出場所

〒413-0015
静岡県熱海市中央町1番1号 熱海市福祉事務所1階
熱海市健康福祉部 長寿介護課 介護保険室 担当:高橋・大沼
電話 0557-86-6281 F A X 0557-86-6264
Email: kaigohoken@city.atami.shizuoka.jp

※ あらかじめ電話で予約の上、熱海市役所に来庁して提出してください。

8. 応募に際しての留意事項

- (1) 事業開始の意思はあるものの、土地の確保の見通しが立たない等の具体性のないものは選定の対象となりません。
- (2) 募集期間後の計画内容(土地・建物図面等)の変更・修正は認めません。
- (3) 募集期間を過ぎての書類提出は、理由を問わず一切受理しません。
- (4) 募集期間内に、提出すべき資料が全て整わない場合や、本市から別に期間を定めて求める資料の修正等に応じられない場合には、応募を辞退したものとします。
- (5) 地域密着型サービス事業に対する国、県の補助金等については、交付を約束するものではありません。なお、本市に対し国、県から補助金等の交付がされる場合は、交付される金額の範囲内において事業予定者に対し、補助することとなります。
- (6) 提出書類は、理由を問わず返却いたしません。
- (7) 応募に関する費用は、応募事業者の負担とします。
- (8) 応募の状況等の問い合わせについては一切回答できません。
- (9) 応募事業者は、応募書類の提出をもって応募条件等の募集内容を承諾したものとみなします。
- (10) その他本募集要項に定めのない事項及び本募集要項に疑義が生じたときには、市が別に定めるものとします。

9. スケジュール

- ・応募期間 令和6年8月1日(木)から8月30日(金)まで
- ・ヒアリング及び選定 令和6年9月を予定
- ・結果通知 令和6年10月を予定

※指定候補事業者選定後に指定を前提とした事前協議を開始します。

10. 補助金

静岡県補助制度を利用した、熱海市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金を交付しています。補助金を希望される場合は、熱海市及び静岡県の要綱・要領を確認し、補助金申請の手続きをしてください。

当該補助金は、静岡県の審査のもと交付決定がされるため、市が指定候補事業者に選定した場合でも必ず交付されるとは限りません。交付されない場合も念頭に置いて事業計画を策定してください。また、補助対象として採択されなかったことにより生じた損失や損害等について、当市は責任を負いませんのでご承知おきください。

- 静岡県介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱
- 静岡県介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要領
- 熱海市介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱

11. 災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン

(1) 災害レッドゾーンとは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地とする。

(2) 災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

①土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域

② 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

(ア)水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域

(イ)津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域

(ウ)特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)による改正前の特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域